

別添

令和8年度原子力防災車両（モニタリング車及びサーベイ車）に係る管理運行業務仕様書

1 目的

島根原子力発電所及び人形峠環境技術センターの原子力施設の緊急時において、環境放射線モニタリング活動に用いる、モニタリング車及びサーベイ車について、迅速な対応を可能とすることを目的として、原子力防災車両の保管、日常点検、定期運行等の車両管理及び車両の整備・維持の業務（以下「本業務」という。）を行う。

2 対象車両及び業務期間

(1) 対象車両一覧

対象車両は、次のとおりとする。

管理番号	M-05	M-06	M-07	M-08
車両の名称	モニタリング車		サーベイ車	
車両登録番号	鳥取 800 さ 7668	鳥取 800 さ 7924	鳥取 800 さ 8198	鳥取 800 さ 8199
初度登録年月	平成 29 年 3 月	平成 30 年 1 月	平成 31 年 1 月	平成 31 年 1 月
車種	トヨタハイエース		日産エクストレイル	
寸法	長さ：481 c m 幅：173 c m 高さ：308 c m	長さ：481 c m 幅：173 c m 高さ：307 c m	長さ：469 c m 幅：182 c m 高さ：195 c m	
車両総重量	3,025 k g	2,985 k g	1,965 k g	1,965 k g
搭載機器	放射線測定装置 ダストヨウ素モニター 気象観測装置 測定データ伝送装置		放射線測定装置 測定データ伝送装置	
取得額 ^{※1}	26,381,150 円	23,824,800 円	3,112,789 円	3,112,789 円

※1 取得額については搭載測定器を含む

(2) 業務期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 業務内容

本業務の業務内容について以下に示す。詳細は参考資料を参照のこと。

(1) 車両保管

島根原子力発電所及び人形峠環境技術センターの緊急時に迅速に対応するため、モニタリング車及びサーベイ車を、倉吉市内及び米子市内に各1台ずつ保管すること。また、夏用又は冬用タイヤの保管を行うこと。

車両には精密機器を搭載していることから、屋根付車庫内に保管することとし、適切な保管に努めること。

(2) 車両点検

(モニタリング車)

		M-05	M-06
車両点検		○	○
車両整備	6ヶ月点検	○	○
	12ヶ月点検	× (車検実施のため)	○
車検		令和9年3月28日	令和10年1月24日

(サーベイ車)

		M-07	M-08
車両点検		○	○
車両整備	6か月点検	○	○
	12か月点検	× (車検実施のため)	× (車検実施のため)
車検		令和9年1月16日	令和9年1月16日

ア 車両整備 (法定6ヶ月点検)

法定6ヶ月点検を行い、車両を整備し、点検整備記録簿に記録すること。

イ 車両整備 (法定12ヶ月点検)

法定12ヶ月点検を行い、車両を整備し、点検整備記録簿に記録すること。

ウ 車検

車検に係る法定費用 (重量税及び検査手数料) については、受注者において検査機関に対して支払うものとする。

法定費用の領収書等は、業務完了報告書 (点検整備記録簿) に添付して提出しなければならない。

その他車検に必要な自賠責保険については別途発注者が手続きを行い車検日までに保険証書を受注者に送付するものとする。

(3) 車両運行

各車両について、月1回1時間程度走行し、車両に異常が無いことを確認すること。車両運行に当たっては、運行前の日常点検並びに運行後の外観点検を実施し、結果等を記載した運行記録 (任意様式) を報告書に添付すること。

走行中に異常が認められた場合には、異常の原因を調査して、発注者の承諾を得た上で、修理等により適切に対処すること。受注者の責任により修理等を要した際は、受注者が費用の負担をすること。

(4) 車両維持

以下のことを実施し、消耗品等の交換、車検等の整備履歴を一覧表にして報告書に添付すること。

ア タイヤ交換

(ア) 各車両について年2回、タイヤ交換 (夏タイヤ⇔冬タイヤ) を行うこと。

(イ) 定期点検及び定期運行時に、パンク等が発生した場合にはタイヤ交換を行うこと。なお、交換等に要した費用は、発注者の負担とする。

イ 消耗品等の交換

(ア) 車両運行に必要な消耗品等（オイル、バッテリー等）の購入・交換を行うこと。

(イ) 消耗品の交換時期についてはメーカー推奨を準拠すること。なお、交換等に要した費用は、発注者の負担とする。

ウ 給油

定期点検、定期運行等において、燃料タンク容量の半分を下回らないよう、必要に応じて車両に給油を行うこと。なお、給油代金は、発注者の負担とする。

エ 洗車

車両に汚れが目立つ場合は、適宜洗車を行うこと。

(5) 緊急時等運行

ア 緊急時運行

原子力施設の緊急時には、車両保管場所から発注者の指示する場所まで、迅速な車両運行を行うこと。その際、(3)の車両運行と同様の運行記録を報告書に添付し、費用の請求は、10分単位（10分未満については切り捨てる。）で行うこと。

イ 臨時運行

原子力防災訓練等の実施時には、車両保管場所から発注者の指示する場所まで車両運行を行うこと。その際、運行記録の提出及び費用の請求は、アと同様に行うこと。

(6) 体制整備

受注者は、本業務履行に必要な体制を整備すること。

4 調査等

発注者は、必要があると認めるときは、本業務の処理状況について調査し、受注者に対して報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

5 完了報告及び検査

受注者は、四半期毎の本業務を完了した日から20日以内に別紙1「委託業務実施報告書」を提出し、発注者の検査を受けるものとする。

ただし、第4四半期については、業務完了と同時に提出すること。

なお、委託業務実施報告書には、下記資料を添付し提出するものとする。

- (1) 車両運行記録（運転者、車両点検結果、実施時間、走行距離等を記載）
- (2) 車両別整備記録（実施内容、金額等を記載）
- (3) 法定点検に係る資料（実施内容、金額等を記載。車検に係る法定費用の領収書を添付）
- (4) 給油明細（種類、数量、金額等を記載）
- (5) 消耗品等の購入・交換に係る資料（購入した消耗品、金額等を記載）

6 委託料の支払

受注者は、5の完了報告が適正と認められた後、四半期毎に速やかに委託料の請求書を発注者へ提出するものとする。

その際の請求金額は、3に示す業務毎の単価に、実績の時間、回数又は月数を乗じて得た金額の合計金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その

端数を切り捨てるものとする。)とする。

7 仕様書遵守に要する経費

この仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

8 注意事項

- (1) 受注者は、道路交通法を遵守し、交通事故等には十分に注意するものとする。
- (2) 受注者は、車両の修理、消耗品等の購入・交換を行う場合は、発注者の承諾を得た上で、実施するものとする。

9 自動車保険

- (1) 発注者は、自動車損害賠償責任保険（強制保険）のみに加入している。
- (2) 本業務履行に当たり、自動車保険（任意保険）の加入が必要な場合は、(4)の条件を基準に受注者の負担において加入すること。その際、本県職員の搭乗についても適用される内容であること。
- (3) 受注者は、自動車保険（任意保険）の加入の有無を発注者に連絡すること。
- (4) 受注者が自動車保険（任意保険）に加入しない場合は、発注者が以下の条件で自動車保険（任意保険）に加入する。
 - ア 対人保険金額 2,000万円
 - イ 対物保険金額 100万円（免責金額3万円）
- (5) 受注者の責任による事故の損害については、受注者は誠実に当該損害を賠償しなければならない。
- (6) 発注者は、受注者の責任によって発注者が加入する自動車保険（任意保険）を使用し等級が下がった場合、事故以前の等級に戻るまでの間、事故以前の等級の保険料との差額分を受注者に請求するとともに、免責金額についても併せて請求するものとする。

10 車両又は車両に掲載する機器に係る損害請求

発注者は、受注者の責任により、車両又は車両に掲載する機器が使用できなくなった場合、代替措置を講じるために要した実費用について受注者に請求するものとする。

11 その他

- (1) 受注者は、以下の内容を記載した業務計画書を契約締結後速やかに提出し、発注者の承認を得ること。
 - ア 業務内容とその時期
 - イ 業務実施の体制
 - ウ 連絡先一覧
 - エ その他必要事項
- (2) 車両等を損傷させた場合、速やかに発注者に報告すること。
- (3) 車両維持に係る修理、消耗品、給油等の費用については、発注者の負担とし、実績額を請求すること。

- (4) 車両の保管場所が登録中の場所から変更となる場合は、これに係る法令手続きを行うこと。
- (5) 車両に搭載している機器は、精密機器であるため、運行に際しては振動や衝撃に注意し、安全運行に努めること。
- (6) 車両に搭載している機器の点検、校正は、別途委託することとしており、作業場所の確保や日程調整等、当該作業に支障のないように協力すること。
- (7) この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めること。

(参考資料)

令和8年度原子力防災車両（モニタリング車及びサーベイ車）管理運行業務に係る業務料算出内訳

1 モニタリング車

(1) 車両保管費

名称	摘要	予定数量	単位	備考
車両保管	モニタリング車2台	24	月	12か月分×2台

(2) 車両点検費

名称	摘要	予定数量	単位	備考
ア 車両整備 (6か月点検)	モニタリング車2台	2	回	1回×2台
イ 車両整備 (12か月点検)	モニタリング車1台	1	回	1回×1台
ウ 車検	モニタリング車1台	1	回	1回×1台

(3) 車両運行費

名称	摘要	予定数量	単位	備考
車両運行	モニタリング車2台	24	回	1回/月×12か月×2台 ・1回あたり1時間の走行

(4) 車両維持費

名称	摘要	予定数量	単位	備考
タイヤ交換	モニタリング車2台	4	回	年2回×2台

(5) 緊急時等運行費

原子力施設の緊急時及び原子力防災訓練の実施等に伴う臨時運行について、実績の時間数を乗じた金額を支払うもの。

名称	摘要	予定数量	単位	備考
緊急時運行		14	時間	年14回、合計7時間程度 ×2台
臨時運行				

(6) 体制整備費

名称	摘要	予定数量	単位	備考
体制整備	モニタリング車2台	24	月	12か月分×2台

2 サーベイ車

(1) 車両保管費

名称	摘要	予定数量	単位	備考
車両保管	サーベイ車2台	24	月	12か月分×2台

(2) 車両点検費

名称	摘要	予定数量	単位	備考
ア 車両整備 (6か月点検)	サーベイ車2台	2	回	1回×2台
イ 車両整備 (12か月点検)		0	回	
ウ 車検	サーベイ車2台	2	回	1回×2台

(3) 車両運行費

名称	摘要	予定数量	単位	備考
車両運行	サーベイ車2台	24	回	1回/月×12か月×2台 ・1回あたり1時間の走行

(4) 車両維持費

名称	摘要	予定数量	単位	備考
タイヤ交換	サーベイ車2台	4	回	年2回×2台

(5) 緊急時等運行費

原子力施設の緊急時及び原子力防災訓練の実施等に伴う臨時運行について、実績の時間数を乗じた金額を支払うもの。

名称	摘要	予定数量	単位	備考
緊急時運行 臨時運行		10	時間	年6回、合計5時間程度 ×2台

(6) 体制整備費

名称	摘要	予定数量	単位	備考
体制整備	サーベイ車2台	24	月	12か月分×2台

委託業務実施報告書

鳥取県知事 平井 伸治 様

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者職氏名1 実績額 円(うち消費税及び地方消費税の額 円)
※内訳を添付すること

2 車両の保管

保管車両	台数	管理番号	保管期間
モニタリング車	1	M-05	令和 年 月 日～
			令和 年 月 日
	1	M-06	令和 年 月 日～
			令和 年 月 日
保管場所			保管条件

保管車両	台数	管理番号	保管期間
サーベイ車	1	M-07	令和 年 月 日～
			令和 年 月 日
	1	M-08	令和 年 月 日～
			令和 年 月 日
保管場所			保管条件

3 添付資料(任意様式)

- 車両運行記録
- 車両別整備記録
- 法定点検に係る資料
- 給油明細
- 消耗品等の購入・交換に係る資料